住宅設備機器　延長保証サービス規程

株式会社ワランティマート（以下「当社」という。）は、当社が延長保証サービスの対象とする新品の商品であり、かつ延長保証加入者証の情報に記録されている商品（以下「本商品」という。）につき、延長保証サービス期間（第 2 条に定める期間をいう。）中に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容及び以下の条項に基づいて、無料修理サービス（以下「延長保証サービス」という。）を提供する。ただし、本商品が出張修理対象外商品である場合の出張料（出張修理の対象となる商品の場合であっても、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料を含む。）及び取付工事費は、第 3 条に定める加入者が負担するものとする。

第 1 条（延長保証サービスの開始）

1. 当社は、保証料金の支払いと引き換えに、延長保証加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。
2. 延長保証サービスは、本商品のメーカー保証が終了した日の翌日から開始する。

第 2 条（延長保証サービスの期間）

延長保証サービスが効力を有する期間は、部品毎のメーカー保証期間終了日の翌日に始まり、延長保証加入者証に記載された保証期限に終了する（以下、この期間を「延長保証サービス期間」という。）。当該延長保証サービス期間内において修理回数に制限はないものとする。

また、メーカー保証期間内に初期不良等でメーカー及び販売店より代替品が提供された場合でも、延長保証サービス期間は変更されないものとする。

第 3 条（修理の依頼）

延長保証サービス期間中に、本商品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合、延長保証サービス加入者（以下「加入者」という。）はコールセンター（延長保証加入者証発行時に案内。）に修理を依頼することとする。

第 4 条（報告義務）

加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。

（1）延長保証サービス期間終了前に、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合。
（2）本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。

前各項に関して連絡が為されない場合、延長保証サービス期間内であっても、延長保証サービスの対象とならない場合がある。

第 5 条（代替品の提供）

1. 延長保証サービスによる 1 回の修理の費用見積額が本商品のご購入金額（税抜）を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）は、当社が指定する同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとする。これにより、延長保証サービスは終了する。なお、延長保証サービスの保証料金の返金は行わない。
2. 代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとする。

第 6 条（延長保証サービスの対象外となる事由）

次の場合は延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとする。

（1）本商品本体以外の工事箇所が原因の故障（電線・電源、配管等が原因による故障）。
（2）取付工事に起因する本商品機器の不具合。
（3）購入店舗ないし当社以外で本商品の修理を依頼された場合。
（4）延長保証加入者証の情報と連絡先及び修理依頼商品に相違がある場合。
（5）本商品を譲渡または販売し、名義及び使用人が変更になった場合。
（6）本商品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理（清掃、設定等で完了する場合）。
（7）電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
但し、加入者が直接交換を行う事が困難な弁類（減圧弁・圧力弁等）の交換は保証対象とする。
（8）本商品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観の瑕疵を含む）。
（9）本商品の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当するもの。
（10）本商品のメーカーの責に起因した故障または損傷。
（11）本商品に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した本商品の故障または損傷。
（12）お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本商品の故障または損傷。
（13）一般家庭用以外（例えば業務用の使用、車両や船舶への搭載）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等。
（14）直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
①　管理の不備、増設または改造行為等によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等。
②　使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、または維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備によって生じた故障及び改造。
③　水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等。
④　動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由。
⑤　故意・重過失による場合。

⑥　落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合。
⑦　火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
⑧　地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧。
⑨　盗難・詐欺・横領または紛失による場合。
⑩　核燃料物質（使用済燃料を含む。以下も同様）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
⑪　戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。

（15）本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本商品の修理。
（16）修理のご依頼が、延長保証サービス期間の末日後になされた場合。
（17）本商品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
（18）本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用及び諸経費。

第7条（間接損害）

次の損害等については延長保証サービスの対象とならないものとする。
（1）本商品の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
（2）本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
（3）本商品の故障または損傷に起因して生じた身体の傷害（傷害に起因する死亡及び経済的または精神的損失を含む。）。

第8条（解約）

加入者は、延長保証サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、当該加入者に対し、下表に基づき、解約の時期に応じた保証料金の一部返金※1を行うものとする。※2なお下表に記載のない区分については、当社が別途定める返金率または返金額に基づき、一部返金を行うものとする。但し、本商品の売買契約の解除に伴い延長保証サービスも解除する場合は、この限りではない。この場合においては、加入者は、本商品の購入店に連絡することにより、購入店又は当社のいずれかが保証料金全額の返金を行うものとする。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む。）については、当該返金は行わない。

【解約時の返金額】

区分	保証期間	購入日から1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超
ヒートポンプ給湯機（例：エコキュートなど）	10年	17,880円	13,410円	8,940円	4,470円	0円（返金なし）
	8年	14,700円	11,025円	7,350円	3,675円	0円（返金なし）
	5年	6,600円	4,950円	3,300円	1,650円	0円（返金なし）
電気温水器 電気暖房温水ボイラー	10年	7,500円	5,625円	3,750円	1,875円	0円（返金なし）
	8年	5,880円	4,410円	2,940円	1,470円	0円（返金なし）
	5年	2,760円	2,070円	1,380円	690円	0円（返金なし）
ＩＨクッキングヒーター	10年	6,600円	4,950円	3,300円	1,650円	0円（返金なし）
	8年	4,500円	3,375円	2,250円	1,125円	0円（返金なし）
	5年	2,100円	1,575円	1,050円	525円	0円（返金なし）
ガスコンロ	8年	4,200円	3,150円	2,100円	1,050円	0円（返金なし）
	5年	2,100円	1,575円	1,050円	525円	0円（返金なし）
レンジフード	8年	1,380円	1,035円	690円	345円	0円（返金なし）
	5年	900円	675円	450円	225円	0円（返金なし）
ビルトインオーブン（電器・ガス）	8年	5,160円	3,870円	2,580円	1,290円	0円（返金なし）
	5年	2,100円	1,575円	1,050円	525円	0円（返金なし）
食器洗い乾燥機	8年	4,080円	3,060円	2,040円	1,020円	0円（返金なし）
	5年	2,100円	1,575円	1,050円	525円	0円（返金なし）
アルカリ整水器（浄水器）	8年	2,040円	1,530円	1,020円	510円	0円（返金なし）
	5年	1,080円	810円	540円	270円	0円（返金なし）

※1　当社が加入者に対し返金する金額は、上記の表の返金額から振込手数料を差引いた金額とする。
※2　当社は、上記返金額を加入者指定の銀行口座に振込むことにより、返金を行うものとする。

第9条（製造物責任）

当社は本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の加入者に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責に任ずるものではない。

第10条（見解相違の場合）

故障及び損害の認定などについて、当社と使用者等との間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求めることができる。

2012年4月5日改訂

延長保証サービス代行会社：株式会社ワランティマート
コールセンター　TEL:　0800-888-0110
E-Mail:　info@warranty.co.jp